

第 1 章

公共施設白書について

第1章 公共施設白書について

1. 公共施設とは

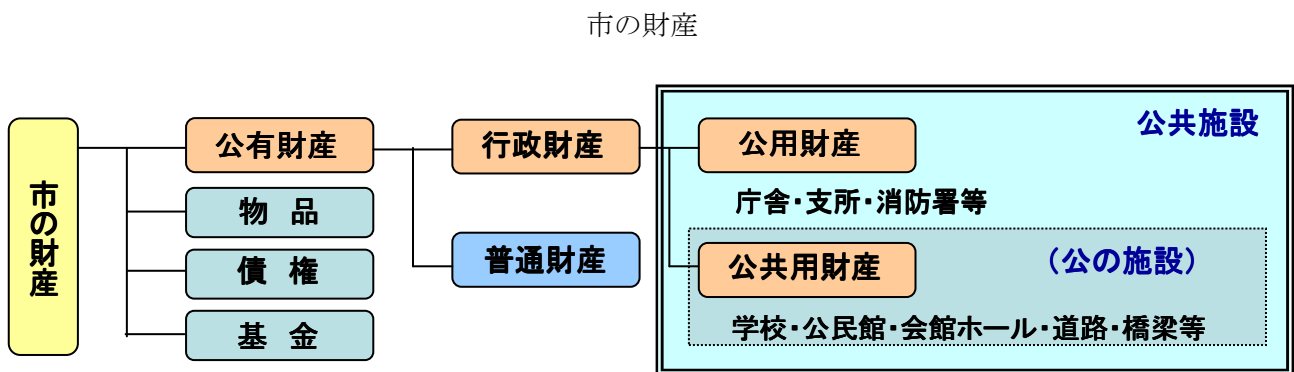
本市の財産には、公有財産、物品、債権及び基金があります。

このうち、「公有財産」とは、市が所有している財産で、土地、建物、有価証券、出資による権利などの財産をいい、その使用目的によって、「行政財産」と「普通財産」とに分類されます。

「行政財産」は、地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、庁舎、支所など地方自治体が直接使用する「公用財産」と、学校、公民館、道路、公園など、住民が一般的に利用する「公共用財産」の2つに区分され、原則として、貸付、売却、譲与、出資目的の信託、私権の設定などは禁止されています。

「普通財産」は、行政財産以外の公有財産のことで、行政財産とは異なり、特定の用途又は目的を持たないため、貸付、交換、売却、譲与や、私権を設定することができます。

一般的に「公共施設」とは、行政財産のことを指しますが、一部の普通財産についても、その用途などから公共施設に含めている場合があります。



また、公共施設のうち「公の施設」と呼ばれるものは、地方自治法第244条第1項に規定する施設のことで、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設」とされています。

第1章 公共施設白書について

2. 対象施設、分析の視点等

(1) 対象施設

本書では、本市が保有する公有財産のうち、原則として行政財産のすべての公共施設と一部の普通財産の施設を対象としています。ただし、延床面積が原則 200 m²以下の小規模施設、軽易な倉庫、公衆トイレ、文化財は、除いています。

また、道路、橋りょう及び上下水道管路のインフラ施設については、将来コストの試算対象としています。

(2) 施設分類

公共施設は、それぞれ施設の設置目的(利用目的)のため整備されてきましたが、施設の中には、既に当初目的の役目を終えて、現在は別の用途に転用している施設もあります。

本書では、公共施設を利用の実態や施設の目的・用途別に 10 の区分に分類しています。

また、利用者エリア別分類として、利用される方の数や区域(利用圏域)がある程度定まっている集会所や公民館などの「地域施設」と、市全域や市外に及ぶ観光レジャー施設や大規模スポーツ施設などの「広域施設」に分類しています。

公共施設の目的・用途別施設分類

区分	施設分類	主な施設
建 物	学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、給食センターなど
	生涯学習・文化施設	公民館、市民会館、文化ホール、図書館、博物館など
	観光レジャー施設	温泉保養・宿泊施設、多目的施設、動物園など
	産業振興施設	農村環境改善センター、特産物販売施設など
	体育施設	総合運動場、体育館、市民プール、テニスコートなど
	保健福祉施設	保育園、児童館、老人憩の家、保健センターなど
	医療施設	市民病院、診療所
	行政施設	本庁舎、支所、消防署、清掃・衛生センターなど
	市営住宅等	市営住宅、従前居住者用住宅など
	その他施設	駐車場、上下水道施設、地域情報通信施設(CATV)
	インフラ施設	道路、橋りょう、上下水道管路

公共施設の利用者エリア別分類

区分	利用者エリア(利用圏域)	主な施設
地域施設	地区・地域に限定される施設	小中学校、公民館、集会所、保育園、児童館など
広域施設	市域全域・市外に及ぶ施設	多目的施設、総合運動場、温泉保養・宿泊施設など

(3) 分析の視点

本書では、個々の施設について、建物(ストック)の状況、行政サービスの利用状況、施設や事業運営にかかる経費(コスト)の3つの視点により実態を分析し、そのデータを基にそれぞれの施設分類ごとに現状と課題のまとめを行っています。

(4) 将来の改修・更新費用の推計

今後、施設の大規模改修や建て替えに多額の費用が必要になると想定されますが、すべての公共施設を将来にわたり維持していくために必要となる改修・更新費用を把握するため、本書では、公共施設の建物及び道路、橋りょう等のインフラ施設に係る将来コストの推計を行っています。

(5) 今後の取組み方針の提示

本書では、公共施設の現状と課題を踏まえ、今後、将来の公共施設のあり方について検討を進めていく上での基本的な考え方や見直しの視点を提示しています。

3. 白書作成における前提

本書作成における前提は、次のとおりです。

本書が掲載する数値、金額等は、一定の条件のもとに対象施設を限定し集計等を行っているため、既に公表されている数値等と一致しない場合があります。

本書では、推移を除き、特に注記がない限り2012年度(平成24年度)のデータを基にしています。なお、施設に係る経費の金額は、平成24年度決算見込み額です。

複数棟からなる施設(小中学校など)は、棟数に関わらず1施設としています。また、1棟の建物を複数の異なる行政目的で使用する施設(複合施設)は、それぞれを1施設として数えています。

本書では、「億円」、「万㎡」など表示単位によってデータ数値の端数処理を行っているため、個々の数値の合計やグラフ等の数値と一致しない場合があります。

施設に係る経費のうち、職員人件費の算出に当たっては、職員の平均給与に業務割合を乗じて算出する概算であるため、実際の決算額とは異なります。

将来の改修・更新費用の推計は、一定の前提条件を設定して試算した概算であるため、今後、実際に必要となる金額とは異なります。